

賢い

このままだと、
どうなる日本の平和！
くらしと福祉は？

み き し
大門実紀史氏と
おおいに語る

前参議院議員・日本共産党



2023年

9月30日(土)

13:30 ~ 15:30

秋田県社会福祉会館

大会議室 (10F)

秋田市旭北栄町 1-5

資料代：500円

申込フォーム



<スケジュール>

13:00 受付開始

13:30 開会 (Zoom 併用)

13:35 講演

講師 大門実紀史さん

14:35

「おおいに語ろう」

15:25 まとめ

15:30 閉会

平和、福祉、教育、声を出していこう！

岸田首相のもと軍事費が突出して増え、戦争への危機が増す中で、若い世代の「くらしや福祉、教育などの予算」が削られています。国会議員として長年国政にかかわってきた大門実紀史さんに平和、くらし、福祉などを縦横無尽に話していただくとともに、私たちの疑問や不安などの声を出し、おおいに語り合しましょう！

あなたも参加しませんか (呼びかけ人)

伊藤信行 (町内野球部監督)、高村美幸 (理学療法士)、工藤優 (保健師)、桐谷信人 (カメラマン)、小野寺郁子 (パソコン見守りサポーター)、蛭川秀紀 (料理と3人の子育て真最中)、鈴木健 (ボイラーマン)、工藤有己 (日曜大工プロ並み)、橋本俊樹 (教員)、南波晃 (理学療法士)、石黒咲多 (病院野球部)、大倉侑 (看護師)

主催：秋田県社会保障推進協議会 お申し込み：FAX 018-832-0203 TEL 018-835-6354

E-mail : akisya8356353@yahoo.co.jp

*秋田県社会保障推進協議会 (略称：秋田県社保協) は県内の医療、福祉団体、労働組合や民主団体など医療や福祉、くらしの向上に向けて運動している団体です。

県生連会長、県の公費不正を追及

鈴木正和さん死去

82歳

県生活と健康を守る会連合会（県生連）の会長を務め、県の公金支出の在り方を問い続けた鈴木正和さんが23日、膵臓性肺炎のため、秋田市の病院で死去した。82歳。平鹿郡陸合村（現横手市十文字町）出身。葬儀は行わず、県生連が後日、お別れの会を開く予定。

中央大在学中の1962年、生活保護処分のは非が争われた「朝日訴訟」を知り、原告の支援運動に参加。大学中退後の66年に帰郷し、福祉政策や人権に関わる問題に取り組んだ。県生連事務局長を経て92年に会長に就き、2004年から4年間、全国の連合会長も務めた。

この間、秋田市や県を相手



食糧費訴訟で被告の県と和解し、記者会見に臨む原告の鈴木正和さん＝2000年2月、県庁の県政記者室

取って国保削減などを巡る訴訟を提起し、制度の見直しにつなげた。県職員がカラ出張などで浮かせた税金や飲食費を重税、発着を免れよと文書偽造も隠蔽に及んだ「食糧費問題」を1995年から2000年にわたって追及、組織の腐敗を暴露した。

(遺族より)

1995年から翌96年にかけて、県庁でその姿を見ない日はなかったのではないかと思えるほど、鈴木正和さんは頻りに県庁に出入りしていた。地味な背広に黒いシヨルターバッグを提げ、行き先は情報公開請求窓口であったり、監査委員事務局であったり、県政記者室であったりした。

公開された膨大な公文書を整理・分析し、食糧費をはじめとする事務費が本来の目的とは別の用途に流用されていることを突き止め、返還を求めて住民監

弱者切り捨てを許さず

闘う姿勢を貫き通す

「県庁食糧費問題」と呼ばれた一連の公費不正は佐々木喜久治知事の辞任（97年3月）に発展。県が自ら不正と判定した43億6000万円を職員が分担して返還することになった。決着まで5年を要した県政史上最大の不祥事。その発端は「公金を官官接待や県職との懇談会などに無駄遣いせず、福祉充実に戻してほしい」という鈴木さんのごく自然な要求だった。

中央大法学部在学中、60年安保のデモに明け暮れたが、肺結核で休学。療養中に知ったのが「朝日訴訟」だった。結核で国立岡山療養所に入院中の男性が月6000円の生活保護費では人権を失うという苦境に陥っていた。加藤人権裁判は、加藤が受けていた男性が将来生活保護費の一部を貯蓄し、県福祉事務所が認定して保護費を限定したことを争った。夫婦は生活を切り、一匹のサバを塩漬に分けて何日もおかわりした。夫婦を何度かさんがそれを知った名「塩サバ事件」と二つの裁判は、国度の新設や、生活保護につなげた。鈴の後も国保削減の申し立ての代理人を弱者に寄り添い、行な対応には徹底的に闘った。

闘う姿勢を貫き通す。公文書間の闘い闘いができないと国の公開を求める訴えを含め、監査請求は48件、訴訟は15件に上った。

「県庁食糧費問題」と呼ばれた一連の公費不正は佐々木喜久治知事の辞任（97年3月）に発展。県が自ら不正と判定した43億6000万円を職員が分担して返還することになった。決着まで5年を要した県政史上最大の不祥事。その発端は「公金を官官接待や県職との懇談会などに無駄遣いせず、福祉充実に戻してほしい」という鈴木さんのごく自然な要求だった。

仕事は社会的弱者の相談に乗る。本来持つべき権利を回復させようという地味なもの。特筆すべきは、原告や代理人となつた秋田市国保裁判（82年、仙台高等裁判所）と加藤人権裁判（93年、秋田市の完結。国保削減が条例で税率を定め、決定を事実上課税権にしていたことが違憲と認められた。加藤人権裁判は、加藤が受けていた男性が将来生活保護費の一部を貯蓄し、県福祉事務所が認定して保護費を限定したことを争った。夫婦は生活を切り、一匹のサバを塩漬に分けて何日もおかわりした。夫婦を何度かさんがそれを知った名「塩サバ事件」と二つの裁判は、国度の新設や、生活保護につなげた。鈴の後も国保削減の申し立ての代理人を弱者に寄り添い、行な対応には徹底的に闘った。

社保協通信

No.136

2023年10月26日
秋田県社会保障推進協議会
秋田市中通6丁目1-56-5
電話 018-835-6354
Fax 018-832-0203



県知事要請書を手渡す草薨芳明会長

会草薨芳明会長は「当協会に保険協の要請を県知事に対して行いました。」

誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカードでの受診による

トラブルが止まりません。9月26日、県社保連、保険医協会、県商連、年金者組合県本部は「健康保険証残すよう」

「マイナ保険証」誤登録で使えない 知事要請に続き市町村長にも

県社保協は、秋の自治体キャラバン行動を11月6日から20日まで実施します。市町村長には「健康保険証を残すよう国に働きかけること」を要請、また、市町村議会には「子供の医療費県の助成を中学から高校卒業まで拡充することを求める意見書を県知事に提出する」よう陳情します。

「秋の自治体キャラバン 現行健康保険証を残すよう 市町村長からも国へ働きかけをしてください！」

が行った会員（医師・歯科医師）へのアンケート調査でも誤登録や本人確認できず医療費の全額自己負担などの事態が発生している。また、『保険証を残す必要がある』との回答は9割を超えている」として現行保険証残すよう要請。これに対して健康福祉部高橋一也部長からは「医療現場からのトラブル報告は大変貴重です。みなさんの声をしっかりと受け止め行政をすすめていきたい。」との回答がありました。



4団体の記者会見 (9/26)

トラブル続きのマイナ保険証を強行する姿勢を崩さず、2024年の現行保険証の廃止も強引に進めようとしています。市町村長からも国への働きかけ要請し、全県民の声を政府に届けます。尚、12市町村議会へは県医労連が同趣旨の「国への意見書提出陳情を行っています。」

「ある日森の中へ街の中へ熊さんに出会った」今や、街中といえども熊鈴やラジオが、朝夕の散歩の必須アイテムになっている。この事態を予言した本が2005年に出版されている。経済学者金子勝氏と漫画家ヤマザキマリ氏の「2050年のわたしから」によると、「農家はゼロ、商店街もゼロ、多くの地方で子どももゼロ、町を歩くのは食べ物を探す熊のみ」とある。2005年の政治経済のまま進めば45年後にこうなるという未来予想図だったが、まったくその通りに事態は進行していて、最後の熊に関しては、フィクションが現実を通り越している感がある。北海道を震撼させたOSO18もアバンペアも人間の活動の影響で生まれたのは間違いない。人間の方で、住み分けや出会わないためのあるいは出会った時の対処法を学んでいくしかない。とりあえず、バッタリ、はご勘弁。・・・(G)

「熊と出会う秋」

12-1 市町村別 福祉医療制度(乳幼児小中学生区分)の拡大実施状況

対象年齢	所得制限	令和5年8月1日現在	
		自己負担	自己負担
県基準	中学生修了の年度末まで	父又は母40万円以内	0歳、非課税世帯以外は1千円上限で自己負担
秋田市	18歳の年度末まで(15歳以上)	あり(小学校1年の8月以降)	
能代市	18歳の年度末まで	なし	なし(15歳以上)
横手市	18歳の年度末まで(15歳以上)	なし	なし
大館市	18歳の年度末まで(15歳以上)	あり(3歳以上の外来)	
男鹿市	18歳の年度末まで	なし	なし
湯沢市	18歳の年度末まで	なし	なし
鹿角市	18歳の年度末まで	なし	なし
由利本荘市	18歳の年度末まで	なし	なし
潟上市	18歳の年度末まで	なし	なし
大仙市	18歳の年度末まで	なし	なし
北秋田市	18歳の年度末まで	なし	なし
にかほ市	18歳の年度末まで	なし	なし
仙北市	18歳の年度末まで	なし	なし
小坂町	18歳の年度末まで	なし	なし
上小阿仁村	18歳の年度末まで	なし	なし
雄勝町	18歳の年度末まで	なし	なし
八峰町	18歳の年度末まで	なし	なし
三浦町	18歳の年度末まで	なし	なし
玉城町	18歳の年度末まで	なし	なし
八郎潟町	18歳の年度末まで	なし	なし
井川町	18歳の年度末まで	なし	なし
大湯村	18歳の年度末まで	なし	なし
美郷町	18歳の年度末まで	なし	なし
羽後町	18歳の年度末まで	なし	なし
東成瀬村	18歳の年度末まで	なし	なし
・18歳の年度末まで25市町村	なし	23市町村	23市町村

□空欄は県基準

秋田県調べ R5年8月1日現在

秋田県知事へ意見書 「こども医療費、県の助成、高校卒業まで拡大を」

市町村議会へ陳情します。

県内全市町村で 高校卒業まで 無料化実現

2023年8月、全県25の市町村で子供の医療費無料化が高校卒業までとなりました。乳幼児医療費無料化からスタートした子供の医療費無料化が約半世紀をかけて高校卒業まで引きあがったことは画期的です。しかし、市単独財政

での完全無料化実施は困難として、秋田市や大館市では所得制限や一部負担が残り課題となつています。

高校卒業まで 医療費無料9割に

全国でも無料化のために小学生まではほぼ100%、中学生までも96%以上の市町村が何らかの医療費助成を実施。また、高校生

(18歳未満)までは、人口比で、約9割のこどもが医療費助成の対象となつています。(厚生労働省調査)

医療費助成すれば 国庫負担減額の ペナルティ廃止へ

国は、市町村が医療費助成した場合、国民健康保険の国庫負担を減額するペナルティをかけた実施にブレーキをかけてきました。ここ

ろが、今年6月13日閣議決定で「自己負担や所得制限の有無等」を問わず、18歳未満までのこどもの医療費助成に係る減額調整措置を廃止する」との方向で検討に取りました。政府も国民世論に押され政策の見直しせざるを得ない状況となつて

秋田県は 全国に先行助成

2016年秋田県は全国に先駆けて中学卒業までのこども医療費助成をきめました。この時、既に中学生まで医療費無料化を実施していた市町村は、この県の助成措置を受け、新たに高校卒業まで医療費無料化を拡大しました。以降多くの市町村がこれに追随、そして、今年8月には県内25すべての市町村で高校卒業までの子供の医療費無料化が実

市区町村における実施状況(単位:市区町村)

対象年齢	通院	%	入院	%
実施市区町村数計	1,741	100.0	1,741	100.0
就学前	40	2.3	3	0.2
9歳年度末	11	0.6	0	0.0
12歳年度末	36	2.1	28	1.6
15歳年度末	832	47.8	810	46.5
18歳年度末	817	46.9	892	51.2

現しました。

全国知事会も 政府に提言

全国知事会や市長会、町村会なども地方自治体ごとにばらばらの制度になつてきているのは相応しくないとして、国が責任をもつて子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も行つていますが、まだ、国の制度が直ちに実現する状況となつてはおりません。

高校卒業まで 県の助成拡大を!

秋田県佐竹知事に対して、「中学から高校卒業まで助成の拡充を求める」意見書提出を市町村議会に陳情し、全県もれなくで高校卒業までの医療費無料化を実現をめざします。



「保険あつて介護なし」 介護保険制度の大改悪！

この秋、政府が予定している介護保険の大改悪について渡部幸雄介護部会長に「話を聞きました。」

**昨年の大運動で大改悪は阻止！
今秋こそ撤回させよう**

政府は昨年の秋、介護の2割負担や、要介護1・2の保険外しなど、7点にわたる「史上最悪」と呼ばれる介護制度の大改悪を押し進めようとした。(表(1)参照)

ところが、中央社保協はじめ介護7団体などから介護制度改悪反対の大運動がまきおこり、政府は通常国会での法案提出を断念。昨年12月段階では法改正が必要とならない①保険料の引き上げ、②利用料2割化の対象拡大、③老健など多床室の室料徴収、の3つの負担増について、夏までに結論を出すこととしました。

政府は5月26日、夏までに決める予定だった介護負担増について、年末まで結論を再度送り方針に転換しました。物価高が止まらない中、実質賃金は上がらず、高齢者の生活へ不

安などこれ以上の負担増は出来ないとの判断もあつたでしょう。

今年は今秋は年末決戦できっぱり撤回を

政府は少子化対策の財源の一部に医療、介護など社会保障の負担増を検討しており年末に方向性が示される見通しです。介護制度改悪を許さないたたかいの広がり

が制度改悪を食い止めています。しかし、政府は早ければ2024年度から介護の負担増を実施する可能性もあり、この秋の年末決戦できっぱり撤回させることが重要となつていきます。2024年の医療費適正計画、医療・介護報酬同時改定もなされます。軍事費優先で、社会保障のおお巾切り下げ強行許さない闘い



介護保険部会長
渡部幸雄さん

表1 政府が検討中の改悪メニュー

(1) 利用料の原則2割負担、3割負担の基準額引き下げ
(2) 要介護1・2の生活援助等を「総合事業」に移行
(3) ケアプランの有料化(ケアマネジメントに自己負担導入)
(4) 多床室での室料徴収を拡大
(5) 補給給付の資産要件に不動産を加える
(6) 現在40歳以上の被保険者の範囲拡大
(7) 福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え

※ 社会保障審議会 介護保険部会などの資料より作成

区分	認定者数(令和4年4月)	1割負担の場合の 支給限度額の 年間の自己負担額 ()内は月額	2割負担になった場合の 支給限度額の 年間の自己負担額 ()内は月額
要支援1	97万3535人	6万384円 (5032円)	12万768円 (1万64円)
要支援2	95万594人	12万6372円 (1万531円)	25万2744円 (2万1062円)
要介護1	143万677人	20万1180円 (1万6765円)	40万2360円 (3万3530円)
要介護2	116万3712人	23万6460円 (1万9705円)	47万2920円 (3万9410円)
要介護3	92万1774人	32万4576円 (2万7048円)	
要介護4	88万474人	37万1256円 (3万938円)	53万2800円* (4万4400円)
要介護5	58万8893人	43万4604円 (3万6217円)	

※ 介護費用の自己負担額の上限を超えた場合、超過分が払い戻される「高額介護サービス費」という制度がある。1割負担の人で住民税が課税されている人がいる世帯の上乗額は月4万4400円、これを超えた分は払い戻される。住民税非課税であれば月2万4600円、さらに修繕に所得がなかったり、生活保護を受けている場合は月1万5000円が上限となる。介護費用の自己負担額は世帯で合算できる

県社保協
施設への
アンケート調査も

県社保協では、7月の豪雨災害やマイナ保険証による「保険証廃止」に対する懸念などをアンケート調査も実施する予定です。また、11月11日(土)には介護認知症電話相談もおこないます。ご協力よろしくお願致します。

「介護・認知症
なんでも電話相談」(無料)
2023年11月11日(土)
10:00~16:00
☎ 0120-110-458



10月4日午後、秋

計画にかかわる質問などです。

④ これまでの防災実施計画による治水対策の実施状況や今後の防災計画にかかわる質問などです。

秋田市穂積志市長へ 7月豪雨災害 「要望と質問」

9月15日7月豪雨災害に係る「被災者支援制度」を被災市民の実情に則した内容へ改善する「要望」と「質問」を秋田市長穂積志市長に提出しました。

全16項目からなる要望と質問は、①被災した市民を一人も取り残さないで支援制度を行使できるようにすること。を基本に、②国保税、介護保険税、利

田市総務部大志賀次長と中川宏行課長に対して佐竹良夫事務局長、奥井淳二事務局次長は「①被災した市民の実情にあつた、やさしい支援を、②被災した市民の負担をこれ以上ふやさない、簡素な手続きに」を基本にした施策にすること、③災害検証委員会には市民委員の参加が必要であることなど要望、総務部

次長は「床下浸水」被害者に、見舞金（制度にない）3万円支給を決めた。一日も早い生活再建のために、全力で取り組んでまいります」との説明がありました。

今後は各課より16項目の回答が示され、すが冬場を迎え被災市民に一刻も早く支援が届くよう全力を挙げます。

京丹後市での取り組みを全国に

京都府京丹後市では昨年8月と今年2月に「生活保護の申請は権利です」という生活保護制度を紹介するチラシを自治会などを通じて全世帯に配布しました。市の説明では市民の暮らしを支える制度

京都社保協だより

として生活保護制度があり、市民にこの制度を正しく知っていただくために作成したと報告しており、経費は印刷代で7万5千円です。京都社保協では京都府内全域に広げる取り組みを始めています。

生活保護の申請は、国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、お困りの場合は、ためらわずご相談ください。

生活保護制度

この制度があつてよかった！利用者の声

高校生の時に生活保護を受けました。この制度のおかげで京都府内の大学に進学し、その後世に就くことができました。生活がよくなったのが嬉しいです。生活保護制度があつて良かったです。ありがとうございます。

子育て中に会社を解雇され、生活が難しくなり生活保護を受けました。利用にあたり書類は複雑でしたが、利用させてもらって再就職ができました。生活が楽になりました。ありがとうございます。

京丹後市 健康長寿福祉部 生活福祉課

☎0772-69-0310

京丹後市 生活相談

今後の取組み

- 10月31日（火）生活保護控訴審（弁論）報告集会（秋田市センタース）
- <11月>
- 11月05日（日）秋田県九条の会 記念講演会 小森陽一東大名誉教授（協働大町ビル）
- 11月6日（月）～11月20日（月）2023年自治体キャラバン（議会陳情、当局要請）…
- 11月09日（木）支える会役員会中通労組会館（14：00～15：00）
- 11月11日（金）介護の日「介護・認知症なんでも電話相談」中通労組会館（10：00～16：00）
- 11月12日（日）～13日（月）第36回日本高齢者大会in東京全オンライン）
- 11月16日（木）生活保護裁判署名行動（11：00～12：00）秋田駅大屋根下
- <12月>
- 12月02日（木）人間らしく生きる裁判を支える会第7回総会（中通労組会館10：00～12：00）
- 12月07日（木）生活保護控訴審（公開口頭弁論）報告集会（秋田市センタース）
- 12月12日（火）第38回医療保険部会（中通労組会館14：00～15：30）
- 12月15日（金）2023年度第3回県社保協運営委員会（中通労組会館18：00～19：30）
- 12月17日（火）第49回地域医療構想部会（中通労組会館10：00～12：00）

2023年 月 日

三種町議会
議長 加藤 彦次郎 殿

秋田県社会保障推進協議会 会長 佐藤 幸美
〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5号
TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0203



秋田県に対して「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げ」を求める意見書提出の陳情書

【陳情趣旨】

少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子供の医療費助成が全国で大きく広がっています。2018年の厚生労働省の調査では15歳の年度末まで助成は2009年345自治体でしたが、2018年には1007自治体へと3倍に広がりました。また18歳の年度末までは2009年2自治体から2018年には541自治体へと拡大しています。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都杉並区や練馬区などでも通院、入院とも18歳の年度末まで子供の医療費を無料にするなど、無料化自治体はさらに増えてきています。

秋田県は2016年に全国に先駆けて15歳の年度末までの医療費助成をきめました。先行して15歳の年度末までの医療費無料化を実施していた自治体は、新たに18歳の年度末まで医療費無料化を拡大、そして、2023年8月には25すべての市町村で18歳年度末までの子供の医療費無料化を実施しました。自己負担や所得制限があるのは2市のみでそれ以外は完全無料化となりました。

全国知事会や市長会、町村会なども地方自治体ごとにばらばらの制度になっているのは相応しくないとして、国が責任をもって子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も行っています。

しかしながら、まだ、国の制度が直ちに実現する状況となっておりません。秋田県は全国に先駆けて助成を拡大してきましたが、全県のすべての市町村で18歳年度末までの無料化を実施となったことをふまえて改めて秋田県としての助成の拡大を要望するものです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき県に対する意見書を提出いただくよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 秋田県として「子供の医療費助成を15歳の年度末から18歳の年度末まで引き上げること」。

以上

子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げることを求める意見書

少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子供の医療費助成が全国で大きく広がっています。2018年の厚生労働省の調査では中学卒業まで助成は2009年345自治体でしたが、2018年には1007自治体へと3倍に広がりました。また、高校卒業まで助成は2009年2自治体から2018年には541自治体へと急増しました。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都でも杉並区や練馬区などで通院、入院とも高校卒業まで助成を決め、子供の医療費を無料にするなどの自治体がさらに増えてきています。

秋田県では2016年に全国に先駆けて中学卒業までの医療費助成を決めたことから、これに先行して中学卒業までの医療費無料化など実施していた自治体は、新たに独自財源を使って高校卒業までの医療費無料化を実施し、今年度2023年8月には市町村すべてで高校卒業までの子供の医療費無料化が実施されました。一部、所得制限がある市町村は2市のみとなりました。

全国知事会や市長会、町村会などは、地方自治体ごとのばらばらの制度になっていることは相応しくないとして、国が財政の責任をもって子供の医療費無料化を実施すべきとの提言も出しています。

このような状況を鑑み、秋田県に対して下記を要望するものです。

記

1. 秋田県として「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年12月7日

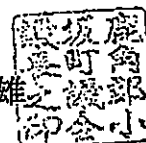
秋田県北秋田郡上小阿仁村議会
議長 伊藤 秀明

【提出先】秋田県知事

小 発 議 第 8 5 号
令和5年12月11日

秋田県社会保障推進協議会
会 長 佐 藤 幸 美 様

小坂町議会議長 目 時 重 雄



陳 陳 書 の 採 択 に つ い て (通 知)

かねて貴殿より当町議会に提出されておりました『秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書』は、去る12月7日に開催の第6回小坂町議会（定例会）本会議において満場一致により採択され、議会の総意は別紙意見書をもって関係機関に要請いたしましたので通知いたします。

担当	小坂町議会事務局 和田 明美
電話	0186 (29) 3914



陳情第17号 秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書の報告書

1. 陳情の要旨

秋田県の子どもの医療費助成を、中学卒業から高校卒業まで引き上げること
を求める意見書を秋田県に提出していただきたいというものであります。

2. 陳情採択の理由

少子化対策として実施している医療費無料化は、県で統一して助成すべき
であります。

よって、本陳情の願意は妥当なもの認め、当委員会は全会一致で採択す
べきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出し
ます。

令和5年12月7日

小坂町議会議長 目 時 重 雄 殿

総務福祉常任委員長 椿 谷 竹 治

秋田県に対して「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書



少子高齢化に取り組む自治体の重要な施策として、子育て家庭を財政面から支援する子どもの医療費助成が全国で大きく広がっています。2018年の厚生労働省の調査では中学卒業まで助成は2009年345自治体でしたが、2018年には1,007自治体へと3倍に広がりました。また高校卒業まで助成は2009年2自治体から2018年には541自治体へと急増しました。最近では岩手県、群馬県、さらに東京都でも杉並区や練馬区などでも通院、入院とも高校卒業まで助成を決め、子どもの医療費を無料にするなどの自治体がさらに増えてきています。

秋田県は2016年に全国に先駆けて中学生卒業後までの医療費助成を決めたことから、これに先行して中学生までの医療費無料化など実施していた自治体は新たに独自財源を使って高校卒業までの医療費無料化を実施し、今年度2023年8月には25市町村すべてで高校卒業までの子どもの医療費無料化が実施されました。一部、所得制限がある市町村は2市のみとなりました。

全国知事会や市長会、町村会などは地方自治体ごとにばらばらの制度になっていることは相応しくないとして、国が財政の責任をもって子どもの医療費無料化を実施すべきとの提言も出しています。

しかしながら、まだ、直ちにこれが実現する状況となっていません。

このような状況を鑑み、秋田県に対して下記を要望します。

記

1. 秋田県として「子どもの医療費助成を中学卒業から高校卒業まで引き上げること」。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和5年12月7日

秋田県知事 佐竹敬久 様

秋田県小坂町議会議長 目時重雄

2013.11.8

子ども医療費助成拡充

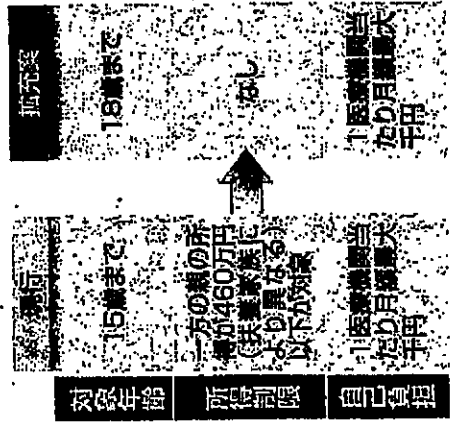
来年度県所得制限を撤廃

県は来年度中に現在15歳までとしている医療費助成の対象を18歳まで引き上げ、親の所得制限を撤廃する。子育て世帯の経済的負担を軽減するため。秋田市と大館市は現在所得制限を設けているが、これにより18歳以下の全ての子どもが一律で助成を受けられるようになる。県によると、全県一律で同様に子どもの医療費を助成しているのは、今春時点で鳥取県と鹿児島のみ。

対象は18歳に引き上げ

県は現在、15歳までを助成対象としており、一方の親の所得が460万円以下であることが条件とする所得制限を設けている。県が助成しているのは、1医療費助成たり月、最大千円の自己負担分を除いた半額。残りの半額は市町村が助成している。0歳児を住民税所得割非課税世帯は全額助成。

県の子どもの医療費助成拡充案
(0歳児と住民税所得割非課税世帯は医療費全額無料)



*既に全25市町村が独自に上乗せして助成対象を18歳までとしている。うち523市町村は所得制限、自己負担もなし。

これに秋田市町村が助成を上乗せし、対象を18歳まで引き上げている。さらに秋田市と大館市を除く23市町村は所得制限を撤廃し、月最大千円の自己負担分もなくして全額無償化している。県は来年度中に対象を18歳までに引き上げ、所得制限も

なくす。これにより秋田市と大館市でも所得制限がなくなる。

県は全市町村で医療費助成の拡充について合意しているという。県国保医療費は「制度の拡充により、子育てしやすい環境を整えていきたい」としている。実施時期など詳細については近く公表する。

(高橋たけこ)

子ども医療費助成拡充

県、来年8月に開始方針

県は8日、子どもの医療費助成の対象を18歳まで引き上げ、親の所得制限を撤廃する拡充策を来年8月に始める方針を明らかにした。新たに約2万4千人の子どもが助成対象となる。同日の県議会福祉環境委員会で、県国保医療室は「安心して子育てができる環境を整えていきたい。拡充策は少子化対策として重要だと考えている」と説明した。

新たに2万4千人対象

県は現在、15歳までを助成対象としており、一方の親の所得が460万円以下であることを条件とする所得制限を設けている。県が「医療機関当たり月額最大千円の自己負担分を除いた半額、市町村が残りの半額を助成している。これに奈良市町村が助成を上乗せし、対象を18歳まで引き上げている。さらに秋田県と大館市を除く23市町村は所得制限を撤廃し、月額最大千円の自己負担分もなくなり完全

無償化している。

拡充策が始まれば、秋田県と大館市でも所得制限がなくなるが、両市は「医療機関当たり最大千円の自己負担分を残す方向で検討している。

県国保医療室によると、対象の子どもは約2万4千人（今年3月末時点）から拡充後は約2万6千人（25年推計）に増える。

県によると、全県一律で同様の子どもの医療費を助成しているのは、今春時点で鳥取県と静岡県のみ。

（高橋あつき）

2023. (1) 7
250-19
第3種郵便物認可

2023年 月 日

美郷町
町 長 松田 知己 殿

秋田県社会保障推進協議会 会長 佐藤 幸美
〒010-0001 秋田市中通6丁目1番56-5号
TEL 018-835-6354 Fax 018-832-0203



「現行の健康保険証を残すこと」を国に働きかけてください。

政府は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者、国民が不安を抱えています。

秋田県保険医協会のオンライン資格確認のトラブル実態調査（会員94名が回答）でも「負担割合が誤表示」「同じ保険者の別人（生年月日が同じ）表示」など依然としてトラブル事例が報告されています。マイナ保険証で資格確認ができない場合の「資格確認申立書」記載に係る事務負担の増加や患者とのトラブルなどを懸念し、約8割の会員が「保険証持参で十分」と回答しています。そして「保険証を残す必要がある」との回答は9割近くに上っています。

健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一本化で健康保険証を廃止するのではなく、現行の健康保険証を残す必要があります。

【 記 】

1. 現行の健康保険証を残すこと。

以上

「健康保険証を残してほしい」に係る資料等
秋田県社保協市町村要請（2023年11月）

1. トラブル続出（実態）

- ① 保険医協会（オンライン資格確認トラブル調査第二弾）別添資料（1）
- ② 保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査保団連（特養・老健 1219 施設の意見）別添資料（2）
- ③ 新聞報道等
 - 1) 別人を顔認証、別人の医療情報
 - 2) 本人確認（顔認証など）できず保険証として使えない（71万人がマイナンバーと紐つかず（厚労省調査）⇒⇒10割給付になる可能性（無保険）（現在保険証があるから無保険が避けられている）
 - 3) 窓口負担割合が違う（高齢者1割が2割など）693医療機関（保団連）
（保険証があれば何も心配ない）
 - 4) 本人に給付されるはずの医療介護の給付金6万円が別人に振り込まれた（埼玉所沢市）
 - 5) 自治体や保険者の負担が大きく、疲弊している。（政府は保険者や自治体の責任に転嫁）
 - 6) 佐竹県知事も共同通信アンケートに「マイナカード取得率を交付金に反映させることに疑問」を投げかけている。資料（3）
 - 7) 10月27日の医療保険部会で9月のマイナ保険証利用件数は約736万件となり前月（734万件）とほぼ横ばいとなったことを報告しました。オンライン資格確認全体で1億6197万件であることからマイナ保険証利用率はわずか4.54%（保団連 2023/10/28 報道）
 - 8) 秋田県知事に要望（さきがけ新聞記事 2023/9/27）資料（4）

2. マイナンバーは便利？（政府推進理由に関わって）

- ① 新聞報道
 - 1) 医療、投薬情報がすぐわかる？
★（情報がマイナに反映に1〜2ヵ月必要）主データはレセプト（診療報酬明細書）情報のため。
リアルタイムでわかるのはお薬手帳
 - 2) なりすましの不正利用が減る？（河野デジタル大臣）
★2023/3/17 参議院厚労委員会（なりすましの資料はないと答弁）、5/12 参院地方創生・デジ特委
（2017年〜22年で50件のなりすまし受診&保険証偽造が確認と答弁）（東京新聞 2023/8/5）
 - 3) マイナ保険証は5年で更新必要。忘れたら無保険。
 - 4) マイナカード申請で重度障害者は成年後見人を立てることを求められる。
資格確認証と保険証は似ているが（申請、有効期限、対象者）で違う
 - 5) 資格確認のコスト
 - 6) 資格確認証で新たな混乱生まれる
★保険証を持たない人をどう特定するか★持っていない人も使わない人
 - 7) 現行保険証を残すのが一番

3. G7で日本だけ、返納はじまる

- ① G7で日本だけ（マイナンバーなんでも紐づけ）財界は発注元？
- ② 返納はじまる

4. さきがけ新聞（社説）資料（5）

- ① マイナカード混乱信頼回復が最優先課題（5/25）
- ② マイナ閉会中審査急がず練り上げよ（7/7）
- ③ デジ庁立ち入り検査、問題、徹底的に洗い出せ

現行保険証「必要」9割

県保険医協会 会員医師アンケート

相次ぐトラブル マイナ一本化不安視

現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させる政府の方針について、県保険医協会が8月に行ったアンケートで、回答した会員医師（回収率14・7％）の9割が現在の保険証を残す必要があると答えた。

■マイナカード関連記事3面

政府は来年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化させる方針。ただ、全国ではマイナ保険証で受診した際のトラブルが相次いでおり、医師や患者に不安の声が根強くある。

県保険医協会は8月、県内の医師と歯科医師の会員計641人にアンケート用紙を送り、94人から回答を得た。健康保険証を残す必要があると回答したのは88人で、回答者の88・3％だった。

マイナ保険証の患者対応に伴う受け付け業務の負担については、84人（89・4％）が増えたと回答。その内容（複数回答）では、患者がカード

「被保険者資格申立書」については、75人（79・8％）が「健康保険証の持参で十分」と回答した。

マイナ保険証のトラブルを自由記述で尋ねると、患者のデータが確認できず、「無保険扱い」となって10割負担で受診したケースや、患者が暗証番号の入力を間違えて市役所に問い合わせが必要になったケースなどが挙げられた。氏名や住所の表記が異なっていたり、「（被保険者の）資格なし」と表示されたりした事例も複数あった。

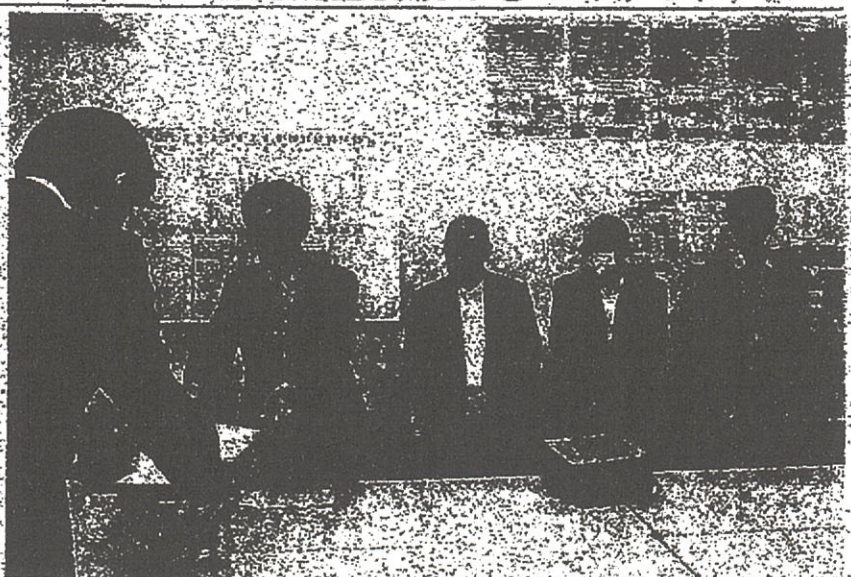
マイナ保険証を読み取れない場合の対策として始まった

「国に存続働きかけを」

県内4団体、県へ要望書

県保険医協会など4団体は26日、現行の健康保険証を残すよう県として政府に働きかけることを求める要望書を提出した。県健康福祉部の高橋一也部長は「（マイナ保険証

の）トラブルの発生を遺憾に思っている。今回の具体的な調査結果を踏まえ、どう対応していくかあらためて検討していく」と答えた。



県健康福祉部の高橋部長に要望書を手渡す県保険医協会の首脳各員（左から2番目）ら

保険医協会、県社会保険推進協議会、県商工団体連合会、全日本年金者組合県本部、各代表者が県庁を訪れ、高橋部長に手渡した。

県保険医協会の草野秀明会長が、同協会が実施したアンケート調査の結果を報告。医療機関でトラブルが起きたりし、業務負担が増したりしていることを説明した。また、県社会保険推進協議会の佐竹良夫事務局長は、高齢者施設でも入居者のカードや暗証番号の管理が大きな問題となっていることを指摘した。

草野会長は「現行の保険証を残すよう、県としてあらゆる機会をとらえて政府に働きかけてほしい」と訴えた。

介護事業所の皆様へ

2023年12月18日

秋田県社会保障推進協議会 会長 佐藤幸美

〒010-0001 秋田市中通6丁目1-56-5

電話 018-835-6354 Fax 018-832-0203

E-mail akisya8356353@yahoo.co.jp

健康保険証廃止に伴う高齢者施設への影響調査のお願い

毎日のお仕事たいへんお苦勞様です。

また、日頃より介護・医療、障害者、子育て、年金など社会保障改善めざす私たちの運動へのご協力を心より感謝申し上げます。

ご承知のように国は2023年6月に、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し国民が不安を抱えています。

秋田県保険医協会（医師、歯科医師の会員団体）のオンライン資格確認のトラブル実態調査（2023.4 会員94名が回答）では「負担割合が誤表示」「同じ保険者の別人（生年月日が同じ）表示」など依然としてトラブル事例が報告されています。マイナ保険証で資格確認ができない場合の「資格確認申立書」記載に係る事務負担の増加や患者とのトラブルなどを懸念し、約8割の会員が「保険証持参で十分」と回答しています。そして「保険証を残す必要がある」との回答は9割近くに上っています。厚生労働省発表では全国マイナ保険証の窓口の運用は2023年9月時点でも4%台にとどまっています。

このような状況を踏まえ、高齢者の多い介護施設の皆様からもマイナ保険証の資格確認やその運用、利用状況、健康保険証廃止に伴う問題などに関する別紙アンケートにご協力いただくことといたしました。皆様からのアンケート結果も生かして、国、県、市町村に要望を提出していく予定です。ご多忙のこととは存じますが、趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力をお願いいたします。

【回答期限と回答の送信先について】

★ 回答期限：2024年1月19日(金)までをお願いします。

★アンケートの回答は以下へFAX、もしくはメール(PDF)にて送信お願い致します。

→ **FAX 018-832-0203**

E-mail: akisya8356353@yahoo.co.jp

愛知(3)

物価偽装した生活保護引下げは違法！ 全国の裁判で次々勝訴判決！

12月26日(火)
13:30開廷

仙台高裁秋田支部 結審へ 是非、裁判を傍聴ください

12:50 県庁ホールに集合し、新しくなった裁判所、312号法廷へみんなが入延し傍聴します

原告(2人)、弁護団(3人)が 最後の意見陳述します。

「健康で文化的な最低限度の生活」

保障は急務

急激な物価高で国民の生活はますます苦しくなっています。生活保護基準は就学援助や公営住宅の入居基準など国民生活の様々な基準の基になっています。基準を大幅に引き下げたことで、どんなにたいへんな生活になったか裁判官に伝わった結果が今回の愛知の判決となりました。(いのちのとりで裁判全国アクション「声明」2023.11.30より)

裁判終了後の
報告集会・記者会見
センタース (秋田市庁舎3F)
第4会議室です



愛知生活保護裁判、完全勝訴！ 初の国家賠償を容認

2023年11月30日、名古屋高裁は国がお行った2013年の生活保護基準引き下げを違法としました。判決は、①「デフレ調整」について、厚労大臣が生活扶助CPIという独自の物価指数により実態と大きく乖離した下落率を導き出したこと、②生活保護基準部会で検証した「ゆがみ調整」を密かに根拠なく2分の1にしたことを違法とし、③健康で文化的な最低限度を下回る生活を強いられた原告らの精神的苦痛に対する慰謝料(国家賠償)まで認めるものです。



署名まだの方がおられましたら、お一人でも署名空欄があっても結構です。ご協力ください！

～生活保護基準は国民みんなの基準～ 学習・講演会

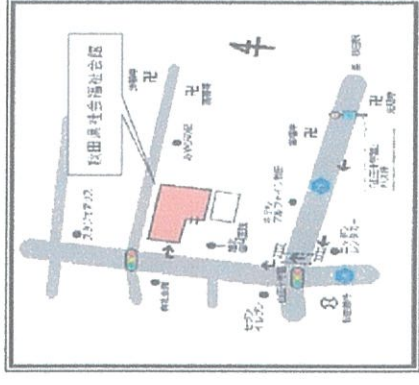


講師

日時 10月14日(土) 13:30～15:30 (13:10開場)

会場 秋田県社会福祉会館 (9F 第3会議室)

〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 電話 018-864-2711:



演題 いのちのとりで裁判の到達点と展望

～生活保護基準は国民みんなの基準～

講師 田川 英信氏

(社会福祉士・いのちのとりで裁判全国アクション事務局長・生活保護問題対策全国会議事務局次長)

生活保護は憲法 25 条「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として国民に保障した制度です。しかし、国は物価下落などを理由に 2013 年から生活保護基準を大きく引き下げました。このような引き下げは憲法違反であるとして、生活保護利用者 1000 名以上が原告となり全国の 29 の地方裁判所に提訴しました。現在 22 地裁で判決が出され 12 地裁で原告勝訴、10 地裁では敗訴となりましたが、過去に例をみない画期的なことです。秋田地裁では原告の生活実態を一顧だにしない不当判決で敗訴となりましたが、原告 14 名はただちに仙台高裁秋田支部に控訴、現在、審理がすすまれています。今、貧困が広がっています。生活保護基準は、税の減免や就学援助基準、最低賃金など政府の発表でも 47 の制度に連動しており、その引き下げは国民生活に大きな影響を与えます。

講師の田川英信氏は自治体の生活保護の現場を実践され試練を積み上げられました。現在のいのちのとりで裁判全国アクション事務局長・生活保護問題対策全国会議事務局次長です。改めてこの生活保護裁判の意義を考え、高裁で勝利するための学習・講演会です。皆さんの参加をお待ちしております。

一人はみんなのために
みんなは一人のために

守る新聞秋田版

2023年10月15日号
秋田生活と健康を守る会
秋田市南通築地1-24
☎018 (833) 6846

秋田市で福祉事務所のミスによる生活保護費の誤支給問題発生

緊急記者会見し利用者向けに相談会(裏面)を開催

誤支給問題

秋田市では令和5年5月に行われた会計検査院検査で福祉事務所のミスによる障害加算額の誤支給があった事が明らかになりました。秋田中央法律事務所からの紹介で、誤支給された当事者からの相談があり事態が判明しました。

当事者に何が

「今まで何の問題もなく、この金額が正規の保護費だと思って生活費として使っていたのに、急に障害者加算が廃止され、保護費が1万5千円〜2万5千円程度減額された。」
「これからどうやって暮らせばいいのか。」
「一日一食やその半分にしたら？」
「それどころか、過支給されていた障害者加算を最大5年分返還する様求められたそうです。」
「百万円にも上る額をもし返還してくれなくなったら首くるしかない。」
「千円から返還を受ける」と説明された。月千円だとあと77年かかる。百26才!と語っています。
相談者は「秋田の福祉事務所は保護申請時の水際対策もなくまともな所だと思っていたがこの有

り様。今回この様な返還の要請があった。百万円をと思うと不安が募り安定剤が必要な程。私の様な弱者はどうやって生きていけばいいのか。」と訴えていました。

福祉事務所に要請



要請書を手渡し

10月4日(水) 福祉事務所長宛てに「福祉事務所のミスで発生した保護費誤支給問題で誤支給された方々に最低限度の生活水準を割らせるような事のない様対応を求めると要請しました。保護1課2課長が受理しました。対象件数などはまだ把握していないとしつつも、対象者には「CWが「返還」を告げており、無責任なやり方を示している様子が伺えます。広く世間に知らせるため記者会見も開きました」

記者会見の様子



青森のいのちのとりにて 裁判青森アクション 「23秋のバーベキュー」 に参加しました

9月17日(日) 青森県平内町「夜越山オートキャンプ場」に、支える会役員2名と原告2名の4人で参加してきました。朝早くからの出発で、私の所へのお迎え時間は4時30分でした。島貫さんへも4時40分です。参加した島貫さんから交流会の感想を頂きました。

《ここから》

佐藤さん(支える会事務局長)の乗用車で出発し、大館能代空港で佐竹さん(同)の乗用車に乗り換えて、青森キャンプ場まで車内では和やかに語り、アツと言いつきに着きました。時計を見たら9時15分。次々と地元の方が来ました。高橋京子さん(秋田県生連事務局長)から頼まれた手紙を準備し、青森県生連の事務局長を待つ。福岡県宗像温泉会場の全国大会以来の再会です。25年前かな、20年前かな……!

地元の方が次々と鍋料理の炭おこしなど次々と分担しあつという間に料理が出来ました。皆さんで各ブロック(地域)ごとに集ま



青森の原告と交流

次回は秋田でも、青森と同様にキャンプを計画してもらいたいと思います。頑張ってくださいと思います。

支える会の皆様、弁護士の方、各守る会の皆様本当に有りがとございます。原告一同頑張っていきます。以上《ここまで》
当日は107人の参加でキャンプ場の2区画を使用したの開催でした。
調理に使用する電(焼き台)が6台もあって、1台に2人も貼りついて初めから終わりまで、ホタテや焼

肉、焼き鳥、ちゃんちゃん焼き(この台は我々秋田メンバーが担当しました)を提供していました。
お酒も種類が豊富で、生ビールサーバーが設置されていて、お酒も何種類も。任の飲み物もノンアルや焼酎、耐ハイなど様々で、こも一人が常駐でした。



井上全国アクション共同代表と



歌や獅子舞

ホタテ焼き

令5広一要第46号
令和5年12月5日

秋田県社会保障推進協議会 御中

秋田市長 穂積 志



緊急要請事項について（回答）

日頃から本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
貴会から提出のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

提出年月日 令和5年10月16日

記

- 1 秋田市側の認定誤りで発生した生活保護費過支給（障害者加算）を、何の責めもない制度利用者に返還責任を負わせるな！行政側の責任で解決すること。

生活保護の制度上、実施機関の瑕疵による過支給が生じた場合であっても、そのことを理由に返還を免除することはできないため、過大に支給していた保護費については、各世帯における生活状況を十分に調査した上で、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還を求めていくこととなります。

（保護第一課、保護第二課）

- 2 今回の過支給原因が、①どこにあったのか、②なぜこんなに長期間にわたり誤りに気付かなかったのか、③県の事務監査等ではこれまでの期間に指摘されたことはなかったのか、④法令に基づくべき行政が、日々どのように法令と向き合ってきたのか、⑤研修やチェック体制はどうなっていたのか、等々の真相を具体的に明らかにすること。

今回の過支給事案が生じたのは、平成7年に当時の厚生省が発出した通知の認識に一部誤りがあり、これまでの障害者加算に関する自主研修においても誤りに気付かなかったほか、県の監査で指摘を受けたものについても個別ケースの指摘として捉え、組織的に共有されていなかったことから長年誤りに気付かなかったものです。

（保護第一課、保護第二課）

- 3 誤りが明らかになったとき、①関係利用者の立場や生活実態・人権をどのように検討したのか、②生活保護法で返還ゼロ円決定や、返還免除の枠組みがあることを検討したのか、③検討しなかった場合、それはなぜか、④それらの真相と再発防止策を市民全体に明らかにし、⑤関係利用者には丁寧に謝罪すること。

返還額の決定に当たっては、各世帯における生活状況を十分に調査し、世帯の自立更生に資する費用を控除することを検討するとともに、返還方法について配慮することとしております。

また、今後は職員の制度理解を深めるとともにチェック体制の強化を図ることで再発防止に努めていくほか、このたび認定誤りのあった世帯の方々に対しては、福祉事務所長からお詫びの文書をお渡しすることとしております。

(保護第一課、保護第二課)

担 当 秋田市企画財政部広報広聴課
広聴担当

直 通 018-888-5471

FAX 018-888-5472